

認定調査実践方法





認定調査実践方法で学習すること

- 一次判定への影響が大きい5項目
 - 調査項目の定義
 - 選択時のポイント、注意点等
 - 特記事項の記載例
- 審査会事務局からの伝達事項

一次判定への 影響が大きい 5 項目とは

- 1-1 麻痺(左下肢、右下肢)
- 1-5 座位保持
- 2-1 移乗
- 2-2 移動
- 3-4 短期記憶

これらの選択項目は 選択に偏りがある場合 一次判定に影響が出やすいので 特に注意して認定調査を 行いましょう!

なぜ一次判定への影響が大きいのか

樹形モデルの上位に位置している選択項目ほど介護に要する時間に与える影響が大きい。

5項目は、樹形モデルの中でも 上位の分岐に位置している傾向にある。

そのため、5項目については 調査対象者の状況を正確に評価できるよう 特に注意する必要がある。

●調査における共通事項

確認方法

確認動作を 行ってもらう のが基本!

1 実際に動作を行ってもらう

実際に行ってもらった状況と日頃の状況が異なる場合、**調査** 日から大体1週間の状況を、より頻回な状況に基づき選択し、 選択根拠を特記事項に記載する。

2 聞き取りにより確認

実際に行ってもらえなかった場合、その理由や状況について、 調査日から大体1週間の状況を、より頻回な状況に基づき選 択し、特記事項にも具体的に記載する。

どちらの場合も特記事項への記載が重要!

● 特記事項の重要ポイント

要介護認定の二次判定では、一次判定では加味されていない 具体的な介護の手間の多少が重視される

\ そのため… /

選択根拠 手間

頻度 を 具体的に 記載することが重要

- 実際にどのような**介護の手間**が発生しているか
- 数量を用いて介護の手間が発生している頻度について
- 介護認定審査会が適正に判定できるよう具体的に記載

※記載する内容が選択基準に含まれていないことであっても、介護の手間に関する 内容であれば、最も関係すると思われる項目の特記事項に記載することができる。

● 特記事項の重要ポイント

記載例

例: (2-2) 移動(介助の方法)

具体的な 介護の手間の 記載がない

NG

(2-2) 本人が場所の理解ができず、介助者の付き添いにより 移動している。ときどき抵抗があり、なだめるのに時間を要し

ている。

ときどき」「頻繁に は具体性がない どのくらい時間を 要しているか?

OK

(2-2) 現在、入所中であり、場所の理解ができず、排泄、食堂、入浴等、生活のすべての場面で手を引いて案内する必要があるため、「一部介助」を選択する。週2回、手引きをしても抵抗し、なだめるまでに10分程度かかることが発生しており手間がかかっている。

、麻痺とは/-

神経又は筋肉組織の損傷、疾病等により、筋肉を自由に動かすことができなくなった状態をさす。

- 冷感やしびれ感等の感覚障害は含まない。
- ●介護用品等や器具類を使用している場合は、使用している状態で選択する。
- 加齢による筋力低下、意識障害、パーキンソン病等による不随意な動き、 関節に著しい可動域制限がある場合等により目的とする確認動作が 行えない場合を含む。

調査時の注意点

1 静止した状態で保持できるかどうかで判断 床に対して水平に足を持ち上げられるか確認する。



(認定調査員テキスト2009改訂版より抜粋)

調査時の注意点

- 2 日頃の状況を聞き取る場合は?
 - ベッド上での足の動き等、**日常生活での下肢の動き**について 聞き取りを行い、**具体的に特記事項に記載**する。
- 3 どの程度静止していればよいのか 具体的な秒数についての定めはない。確認動作ができている と調査員が確認できれば「麻痺なし」と考える。
- 4 調査対象者の手足が震えている場合等 静止した状態を保持できているか明確に判断できない場合、 調査員の判断により選択し、特記事項に状況や判断理由等を記載。

調査時の注意点

- 5 「その他(四肢の欠損)」の選択基準
 - **上肢・下肢以外に麻痺がある場合**に選択し、特記事項に 麻痺がある個所を具体的に記載する。
 - ■四肢の欠損によって確認動作が行えない場合は、 「その他(四肢の欠損)」を選択し、欠損している部分も 選択する。

例:右上肢が完全に欠損している場合 「その他(四肢の欠損)」「右上肢」を選択する。



1-2 拘縮の有無 についても同じように考える。

、座位保持とは/...-

背もたれがない状態で座位の状態を 10分間程度保持できるかどうかの能力を さす。

- ●寝た状態から座位に至るまでの行為は含まない。
- ●いすに座る機会がない場合は、畳上の座位、洋式トイレ等の座位の 状態で選択する。
- ■福祉用具(義足や車いす等)や器具類を使用している場合は、使用 している状態で選択する。

選択基準のポイント

1 できる

下肢の欠損等があるが日常的に 補装具を装着しており座位保持 ができる場合はできるを選択。

3 支えてもらえればできる 4 できない

背もたれや介護者の手がない と座位保持できない場合や、 上体が後ろに傾かないように **支えが必要な場合**をいう。

2 自分の手で支えればできる 背もたれは必要ないが、手すり等 を自分の手で支える必要がある。 支えには自分の体の一部を含む。

背もたれを用いても座位が保持で きない場合や、長期間水平体位し かとっていない場合等をいう。

特記事項の記載例

「支え」とは、 介護者の支えだけ でなくクッション等 によりかかることも 含まれる。

NG

(1-5) 日常的に<u>背もたれやクッション</u>に一人 でよりかかって座っているため「できる」を 選択する。

OK

(1-5) 一人で座位保持するためにいす やソファーの背もたれ、クッション等を 背中に差し入れる必要があるため「支え てもらえればできる」を選択する。 **\ 応用例**

車いすを使用している場合であっても、背もたれを体の支えとしていない場合については、座位保持が「できる」を選択する。車いすの使用も含めて、本人の状況の記載が必要!

特記事項の記載例

調査時と日頃の 状況が異なるケース。 両方の状況を総合的 に加味して評価する。

NG

(1-5) 起床時のみ、家族の支えにより「支え てもらえばできる」の状態になる、との話によ り「支えてもらえばできる」を選択する。

OK

(1-5) 調査時は背もたれがない椅子に支 えなく「座位保持」できていた。家族の話 では起床時のみ「支えてもらえばできる」 の状態になるが、より頻回な状況に基づき 「できる」を選択する。

- ・調査時の状況
- ・家族からの 聞き取り

両方の状況から 判断し、より 回な状況に基づ き選択し、 き選択し、 き は で も に 記載する。

• 2-1 移乗

八移乗とは/

でん部を移動させ、いす等へ乗り移 る行為をさす。

例:ベッドから車いすへ、車いすからいすへ等

- ●清拭・じょくそう予防等を目的とした体位交換等も含まれる。
- 在宅で畳中心の生活であり、いす等を使用していない場合で、両手をついて腰を浮かせる行為自体だけでは移乗に該当しない。
- ベッドサイドの両脇に取り付けられた移乗バー等の福祉用具や器具類を 使用している場合は、使用している状況で選択する。

• 2-1 移乗

選択基準のポイント

見守り等と一部介助の違いは?

介助者が本人の体に触れ、移乗行為の一部に介助が行われているかどうかで判断する。

- ●見守り等:ベッドから車いすに移乗する際、介護者が本人の 体に直接触れず、動作にあわせて車いすをお尻の
 - 下に差し入れている場合
- ●一部介助:自力で移乗できないために、介護者が手を添える、
 - 体を支える等、**移乗行為の一部に介助が行われて**
 - いる場合

• 2-1 移乗

特記事項の記載例

なぜ、どのくらい といった具体的な 記載がなく発生しうる 介護の手間が 伝わりづらい。

NG

_(2-1) <u>寝たきりであり、移乗の機会が全くな</u>いため「介助されていない」を選択する。

OK

(2-1) 医学的理由から、一週間以上に渡り移乗の機会が全くないが、四肢ともに筋力低下が顕著であり、ストレッチャーからの移乗には全面的な介助を行うことが適切と判断したため「全介助」を選択する。

移乗の機会が全く ない場合は、 認定調査テキストの (1)調査項目の定義で 規定されるような行為で 規定されるような行為で 生じた場合を想定して 適切な介助の方法を 選択した理由と 記載する。

• 2-2 移動

へ移動とは/-

日常生活において、食事や排せつ、入浴等で、 必要な場所への移動にあたって、見守り や介助が行われているかで選択する。

● 移動の手段は問わない。

例:義足や装具等を装着している場合や、車いす・歩行器等を使用している場合は、その状況において評価する。

車いす等を使用している場合は**移乗した後の移動について評価**する。

●外出行為に関しては評価しない。(2-12 外出頻度の項目で評価する)

• 2-2 移動

特記事項の記載例

「認知症で」のみ[、] では本人の具体的な 状況が伝わらない

NG

<u>(2-2) 認知症で全介助を受けている</u>

OK

(2-2) トイレや洗面所の場所を理解していないことと、上下肢筋力の低下から転倒の危険性が高いので、車いすを使用して介助者に操作してもらっていることから、「全介助」を選択する。

- ・本人の状況 (認知の状況)
- ・選択した理由
- ・実際に行われ ている介助

上記について具体的に記載さ∜ま ている。

● 2-2 移動

特記事項の記載例

不適切と判断した 根拠について 記載されていない

NG

(2-2) 独居のため、怪我が多く不適切 な状況と判断し「2 (見守り等)」

OK

(2-2) 独居のため I 人で移動しているが、タンス等にぶつかりながら歩いている為、打ち身等の怪我が多い。常時声掛けが必要な状況と判断し「2 (見守り) 等)」

● 3-4 短期記憶

√短期記憶とは/ --

面接調査の直前に何をしていたか、

思い出せるかどうかをさす。

※上記質問で確認が難しい場合、三点テストを行い、回答 できるかどうかで評価する。

●日頃の状況と面接当日の状況が異なる場合も多々あるので、必要に応じて家族や介護者からの聞き取りも適切に行ったうえで選択する。



● 3-4 短期記憶

特記事項の記載例

具体的にどの程度 物忘れがあるのか、 より詳細な記載 が必要。

NG

(3-4) 家族の話では物忘れがひどいとのことであったが、調査当日の昼食で何を食べたか答えることができたので、「できる」を選択した。

OK

(2-2) 調査当日の昼食で何を食べたかまで答えることができたが、家族の話では日頃は物忘れがひどく、直前のことも覚えていないことがあるとのことから、より頻回な状況に基づき「できない」を選択する。

調査時の状況と 日頃の状況が 異なるケース。 より頻回な状況 に基づき選択 する。

物忘れの 具体的な状況に ついて記載 されている。

審査会事務局からの伝達事項

- 特記事項の分かりにくい記載について※前述の5項目以外の選択項目についてもお伝えします。
- 認定調査の際に注意してもらいたいこと

しっかり確認して 適正な認定調査の 実施に活かしましょう!





1-2 拘縮の有無

実際の記載内容

(1-1と付随し)自力で挙上できないため制限あり

適切な記載方法

自力で挙上できないが、他 動的に関節の可動域内で確 認動作が行えたため、制限 なし。



2群全般

実際の記載内容

実際に行われている介助が 不適切であるため、「一部 介助」を選択。

※「見守り等」でも同様。

適切な記載方法

具体的な介助方法も併記して選択。

2-5 排尿 2-6 排便

実際の記載内容

介助されていない。

適切な記載方法

- ・トイレを使用し失敗はない。
- ・週1回失禁あるが、自分でパットを交換している。
- ・週2回便器を汚すため家族 が掃除している。頻度から 「介助されていない」を選択。

2-6 排便

実際の記載内容

毎日排便があり、介助なく自分で行っているが、排便後の後始末が不十分で便座に便が付着している。週1回へルパー訪問時に掃除を行っている。頻度から「介助されていない」を選択。

適切な記載方法

毎日排便があり、介助なく自分で行っているが、排便後の後始末が不十分で週2回は便座に便が付着している。週1回へルパー訪問時に掃除を行っている。頻度から「介助されている。頻度から、介助されている。り、を選択。

2-5 排尿 2-6 排便

実際の記載内容

おむつを使用し排泄にかかる一連の動作全てを介助している。

適切な記載方法

おむつを使用し排泄にかかる一連の動作全てを昼夜問わず〇〇回おむつ交換している。



2-8 洗顔

実際の記載内容

自分で行うが不十分な点が多く、妻が拭き直している。

※一部なのか全部なのかわからない。

適切な記載方法

自分で行うが不十分な点が 多く、妻が全体的に拭き直 しており手間がかかってい る。



4群全般

実際の記載内容

問題行動に対し家族 「ストレスを感じている」 「負担に思っている」 「困っている

適切な記載方法

- ・特に対応していない
- ・聞き流している
- ・30分かけて傾聴している
- ・目が離せない (具体的な手間を記載する)

4-12 ひどい物忘れ

実際の記載内容

チェック「1. ない」 特記 認知症あるが見守 りにより手間がかからな い。

適切な記載方法

認知症はあるが、そばに寄り添う程度で、手間のかかる行為の頻度は少ない。



4-14 自分勝手に行動する

実際の記載内容

特記事項に特に記載なし。

適切な記載方法

※他項目で特記がある場合 食事の際に勝手に食べ進め、 詰まらせることがあり、見 守する(2-4)。汚染し た下着を隠し、介助者が探 す手間が発生する(2-5,6)。

5-1 薬の内服 5-2 金銭の管理

実際の記載内容

特記事項に「薬やお金のことにかわろうとすると、本人が怒り出し不十分であるものの介助なし。」と記載。

適切な記載方法

不十分な内容によっては、「不適切な状態」であると判断できるうとであるうとにかわろうとすると、本人が怒り出し不十分であるものの介助していないが管理が十分でないことを把握できるため適切な介助方法として一部介助を選択。

5-3 日常の意思決定

実際の記載内容

1ヶ月分のごみ袋を部屋の 中において使用してをり毎年 使用している一切がみられる できる」を選択する。 除いてできる」を選択する。

適切な記載方法

「ケアプランもデイケアに 行くことも自分で決めてい る」等能力評価の記載も必 要。



• 認定調査の際に注意してもらいたいこと



介護の手間に関して、実際に行われている 介助方法を具体的に示すことや、介護の手間が どの程度発生しているのかを明確にすることで 事務局が基本調査項目の修正を検討したり、 審査会において委員が介護度を議論する必要な 情報源となる。そのため、頻度に関して 「おおむね」や「時々」など人によってイメージ が異なる言葉を利用するのではなく、 「週に2、3回」などのように数量的に 示した記載が必要である。

認定調査の際に注意して もらいたいこと

3群・4群→問題ない ような人は「問題なし」 と記載してほしい。 医療→該当しない場合は 「該当なし」と記載して ほしい。 審査会では特記事項及び 主治医意見書の記載内容から 通常の例に比べて「介護の手間」が より「かかる」または 「かからない」かの議論を行うため、 審査会資料にはできるだけ 介護にかかる手間を 詳しく記載してほしい。

• 認定調査の際に注意してもらいたいこと

特記事項は特に「介助の方法」 には個人差があり、頻度等の 記載が大変重要だと感じています。 また調査員の皆様には申請者の日 頃の様子も記載していただければ、 一次判定の整合性、二次判定の 介護の手間につながると 感じています。 第4群について 具体的な頻度(週何回とか 月何回)の記載がなく 選択している場合もあるので、 できるだけ記載 してもらいたい。



• 認定調査の際に注意してもらいたいこと

特記事項に 記載される内容が、 実際に行われている 介護の手間や頻度など 記されておらず 具体的でないこと。 介助されていないのか 見守りなのか一部介助なのか、 選択を混合するような記載。

具体的に手をかける介助が必要なのか、 常時見守り・声がけを行っているのか、 それとも事前の誘導や準備で行えるのか、 介助者が準備を行う必要があるのか、 など再度確認する必要がある。